

盛岡中央消防署新庁舎及び  
（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業

入札説明書

平成25年1月31日

盛岡地区広域消防組合

## 目 次

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	公共施設等の管理者の名称	2
3	事業内容	2
(1)	事業の経緯・目的	2
(2)	施設の基本方針	2
(3)	業務範囲	3
(4)	事業の方式	4
(5)	選定事業者の収入	4
(6)	事業スケジュール	4
4	予定価格	4
5	法令等の遵守	4
第3	入札参加に関する条件等	5
1	入札参加者が備えるべき資格	5
(1)	入札参加者の構成等	5
(2)	入札参加者の構成員等の制限	6
(3)	入札参加資格の構成員等の資格要件	7
(4)	入札参加資格確認基準日等	7
(5)	入札に関する留意事項	8
第4	入札手続等に関する事項	10
1	入札スケジュール	10
2	入札手続	10
(1)	入札説明書等説明会の開催	10
(2)	質問の受付（第1回）	11
(3)	入札参加資格確認申請書等の提出	11
(4)	入札参加資格確認審査の結果通知	12
(5)	質問の受付（第2回）	12
(6)	入札参加者との個別対話の実施	12
(7)	提案書類の提出	13
(8)	開札	14
(9)	入札の無効	14
(10)	入札の辞退	15
(11)	特定事業の選定の取消し	15
(12)	提案書に関するヒアリングの実施	15
(13)	審査結果の通知	15
(14)	審査結果の公表	15

第5	落札者の決定	16
1	最優秀提案者の選定方法	16
2	選定委員会の設置	16
3	審査の方法	16
4	審査の基準	16
5	落札者の決定	16
第6	契約手続き等	17
1	契約の手続き	17
(1)	基本協定の締結	17
(2)	特別目的会社（S P C）の設立	17
(3)	事業契約の締結	17
(4)	手続における交渉の有無	18
(5)	その他	18
2	選定事業者の権利義務等に関する制限	18
(1)	選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等	18
(2)	S P Cの株式の譲渡・担保提供等	18
(3)	債権の譲渡	18
(4)	債権への質権設定及び債権の担保提供	18
(5)	土地の取得等に関する事項	18
3	組合と選定事業者の責任分担	18
(1)	基本的考え方	18
(2)	予想されるリスクと責任分担	19
(3)	金融機関等との直接協定の締結	19
第7	サービスの対価の支払条件	19
第8	法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3	その他の支援に関する事項	19
第9	その他	20
1	入札に伴う費用負担	20
2	選定事業者が付保する保険等	20
3	関連情報を入手するための照会窓口等	20
第10	附属資料	20
別紙1	サービス対価の算定及び支払方法	
別紙2	業績等の監視及び改善要求措置要領	

## 第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、盛岡地区広域消防組合（以下「組合」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業の入札に係る条件を提示するものである。

なお、附属資料の業務要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業仮契約書（案）は、本入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

入札説明書等と入札説明書等に先行して組合が公表した書類（業務要求水準書（案）、実施方針等に対する質問回答及び特定事業の選定）に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に先行して組合が公表した書類によるものとする。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称

盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業

### 2 公共施設等の管理者の名称

盛岡地区広域消防組合管理者 谷 藤 裕 明

### 3 事業内容

#### (1) 事業の経緯・目的

現在の盛岡中央消防署庁舎（以下「現庁舎」という。）は、施設の老朽化及び狭隘化が顕著で、効率的な消防業務の実施に支障が生じている。

これらの問題の解消に加え、消防救急無線のデジタル化への対応や、大地震をはじめとする大規模かつ複雑多様化する災害や事故等に対する住民の安全確保を図るため、現庁舎の機能の見直しが急務となっている。

本事業は、これらの課題を踏まえ、新たな防災活動拠点としての盛岡中央消防署新庁舎（訓練施設等を含む。以下「新庁舎」という。）及び現庁舎の移転に伴い当該エリアの一部を管轄する（仮称）山岸出張所庁舎（以下「出張所」という。）の整備を図ることとした。

また、組合では、本事業において、民間の技術的・経営的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施による財政負担の軽減等が図られることを目指しており、加えて本事業の実施に際しては、地域経済の振興に配慮がなされることを期待している。

#### (2) 施設の基本方針

##### ア 防災活動の中核としての拠点施設

通常の大規模災害発生時においても対策の指揮及び情報伝達等を担う中核施設としての機能を維持できる施設とする。

##### イ IT基盤・総合訓練機能を備えた施設

消防業務のIT化を推進し、別途発注する消防指令システム及び支援情報システムの整備並びに将来の情報基盤整備への柔軟な対応とともに、複雑多様化する災害に対応するための実践的な消火・救助訓練が行える施設とする。

##### ウ 防災学習・情報発信機能を備えた施設

過去の大災害を教訓に、住民が防災に対する取り組みの必要性、重要性及び災害時の行動等について学習でき、防災情報の発信基地としての施設とする。

##### エ 利便性を備えた環境配慮型の施設

施設を利用するすべての人に対し、利便性に配慮した庁舎環境を整えとともに、周辺環境への配慮や地球環境の保全に貢献する施設とする。

オ ライフサイクルに配慮した施設

建物等の維持更新が効率的に行えるとともに、将来の施設利用状況の変化にも対応できる柔軟性の確保など、長期にわたって機能性を維持できる施設とする。

### (3) 業務範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲の概要は、次のとおりである。

ア 新庁舎の整備等に係る業務

(ア) 施設整備等業務

- a 事前調査及び関連業務
- b 施設整備に係る設計業務及び関連業務
- c 施設整備に係る建設業務及び関連業務
- d 工事監理業務
- e 備品調達業務
- f 周辺家屋影響調査及び近隣対策業務
- g 電波障害調査及び対策
- h 上記各項目に伴う各種申請等業務

(イ) 維持管理業務

- a 建物保守管理業務（建築に係る点検・保守・その他一切の保守管理業務）
- b 設備保守管理業務（設備に係る点検・保守・その他一切の保守管理業務）
- c 外構保守管理業務（外構・植栽に係る点検・保守・その他一切の保守管理業務）
- d 修繕更新業務（施設に係る事業期間内に必要な修繕・更新等業務）
- e 防災学習コーナー展示保守管理業務（展示に係る保守、修繕、更新等業務）
- f 清掃業務（建物及び敷地内の清掃業務）

※ 訓練施設については、一部設備等の保守管理及び更新業務のみを対象とする。

イ 出張所の整備等に係る業務

(ア) 施設整備等業務

- a 事前調査及び関連業務
- b 施設整備に係る設計業務及び関連業務
- c 施設整備に係る建設業務及び関連業務
- d 工事監理業務
- e 備品調達業務
- f 周辺家屋影響調査及び近隣対策業務
- g 電波障害調査及び対策
- h 上記各項目に伴う各種申請等業務

(イ) 維持管理業務

- a 建物保守管理業務（建築に係る点検・保守・その他一切の保守管理業務）
- b 設備保守管理業務（設備に係る点検・保守・その他一切の保守管理業務）

- 外構保守管理業務（外構に係る点検・保守・その他一切の保守管理業務  
※ 植栽管理を除く。

ウ 現庁舎の解体撤去業務

- (ア) 事前調査及び関連業務
- (イ) 現庁舎の解体撤去工事

**(4) 事業の方式**

本事業の事業方式は、P F I 法に基づき、選定事業者が新庁舎及び出張所の設計並びに建設を行い、組合に施設の所有権を移転した後、事業期間中に係る維持管理業務を行う B T O (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

**(5) 選定事業者の収入**

本事業における選定事業者の収入は、「別紙 1 サービス対価の算定及び支払方法」に示すとおりである。

なお、サービス対価については、組合のモニタリングにより、事業契約等に定められた要求水準が満たされていることを確認したうえで、事業契約等に従い、事業期間にわたり支払う。(モニタリングについては、「別紙 2 業績等の監視及び改善要求措置要領」を参照のこと。)

**(6) 事業スケジュール**

事業スケジュールは次のとおり予定している。

ア 契約等の締結時期

- (ア) 基本協定の締結時期 平成 2 5 年 8 月
- (イ) 仮契約の締結時期 平成 2 5 年 9 月
- (ウ) 本契約の締結時期 平成 2 5 年 1 0 月

イ 事業期間

- (ア) 設計・建設期間 本契約締結日の翌日から平成 2 8 年 4 月 3 0 日まで
- (イ) 維持管理・運営期間 平成 2 8 年 5 月 1 日から平成 4 8 年 3 月 3 1 日まで
- (ウ) 現庁舎の解体撤去期間 平成 2 8 年 6 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

**4 予定価格**

5, 7 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)

**5 法令等の遵守**

本事業を実施するに当たっては、各種の法令等を遵守すること。

なお、事業実施にあたって特に留意すべき関係法令、条例、規則及び要綱等については、業務要求水準書の該当箇所を参照すること。

### 第3 入札参加に関する条件等

#### 1 入札参加者が備えるべき資格

##### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本事業を実施する次の(ア)から(オ)までに掲げる者で構成されるグループとする。

(ア) 新庁舎及び出張所の設計を行う者（以下「設計企業」という。）

(イ) 新庁舎及び出張所の建設を行う者（以下「建設企業」という。）

(ウ) 新庁舎及び出張所の工事監理を行う者（以下「工事監理企業」という。）

(エ) 新庁舎及び出張所の維持管理を行う者（以下「維持管理企業」という。）

(オ) 本事業に関連する(ア)から(エ)までの業務以外の業務を行う者（以下「その他企業」という。）

イ 入札参加者のうち、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定している者を「構成員」、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加資格確認申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

ウ 構成員の中から代表企業を定め、資格確認申請以降の手続は、代表企業が行うものとする。

エ 設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業のうち、複数を一企業が兼ねることは可能である。ただし、建設業務と工事監理業務は同一の企業又は資本面（一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいう。以下同じ。）若しくは人事面（一方の会社の代表取締役が他方の会社の代表取締役を兼務している場合をいう。以下同じ。）において関連がある者同士が実施してはならない。

オ ある入札参加者の構成員及び協力企業が、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。

カ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する関係にある場合にあっては、当該関係にあるこれらの者は、同一の入札参加者においてのみその構成員及び協力企業となることができ、異なる入札参加者のそれぞれの構成員及び協力企業となることはできない。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の管財人を現に兼ねている関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)に準ずると認められる関係にある場合



キ 入札参加者のすべての構成員及び協力企業は、盛岡市競争入札参加資格者名簿に登録されている者とする。また、盛岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、別に定める手続要領により組合の本事業に係る提案企業グループ構成員等資格者名簿に登録されている者（ただし、平成25年6月1日までに盛岡市競争入札参加資格者名簿に登録すること。）とする。

ク 原則として、資格確認申請書の提出時から事業契約締結時までの間は、入札参加者の構成員及び協力企業の変更等は認めないものとする。ただし、組合が必要であると認めたときは、代表企業以外の構成員及び協力企業については、変更等を認めることがある。

ケ 資格確認申請書の提出時から事業契約締結時までの間に、代表企業が資格要件を欠いた場合には、当該代表企業の入札参加者は失格とする。入札参加者の構成員及び協力企業が資格要件を欠いた場合において、当該構成員及び協力企業の変更等が認められなかったときも、同様とする。

## (2) 入札参加者の構成員等の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業になることはできないものとする。

ア 法人でない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 組合又は盛岡市の指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされている者

オ 民事再生法（平成12年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者

カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て又は通告の事実がある者

キ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

ク 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(イ) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(ウ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

コ その者の親会社等が上記キからケまでのいずれかに該当する法人

サ 経営状態が著しく不健全である者

シ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

ス 組合が本事業に関するアドバイザリー業務を委託している者（協力事務所を含む。）である株式会社ニュージェック、みずほ総合研究所株式会社及び西村あさひ法律事務所並びにこれらの企業と資本面又は人事面において関連する者

セ 組合が設置する盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連する者

### (3) 入札参加資格の構成員等の資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、設計企業、建設企業、工事監理企業及び維持管理企業は、それぞれ次の資格要件を満たすものとする。

ア 設計企業

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

イ 建設企業

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を有していること。また、盛岡市市営建設工事請負登録者名簿において建築一式工事に登録されていること。

ウ 工事監理企業

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

エ 維持管理企業

(ア) 本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えている者であること。

(イ) 本事業の参加資格確認申請受付日までの間に終了した、庁舎又は事務所の維持管理業務の1年以上の実績を有する者であること。

### (4) 入札参加資格確認基準日等

入札参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、入札参加資格確認申請書締切日とする。

ア 入札参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが前記(1)、(2)、(3)の入札参加資格要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、以下の場合に限り、入札に参加できるものとする。

(ア) 当該入札参加者が、入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、組合が入札参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務にあたる者が複数である入札参加者の場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての入札参加資格等を満たすことを、組合が認めたとき。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが前記(1)、(2)、(3)の入札参加資格要件を欠くに至った場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、以下の場合に限り、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うものとする。

(ア) 当該入札参加者が、入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、組合が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。

(イ) 入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務にあたる者が複数である入札参加者の場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての入札参加資格等を満たし、かつ設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと組合が判断したとき。

## (5) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出をもって入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

免除する。

(イ) 契約保証金

免除する。ただし、選定事業者は事業仮契約書（案）第10条に記載の履行保証保険契約を締結する。

エ 提出書類の取扱い

入札参加資格確認審査に関する提出書類、入札書類及び提案書に関する提出書類（以下「提案書類」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

(ア) 提案書類の変更等の禁止

提案書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。

(イ) 複数提案の禁止

入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。

(ウ) 提案書類の使用等

組合は、入札参加者から提出された提案書類を、最優秀提案者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。なお、提出された提案書類は返却しない。

(エ) 提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

(オ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

(カ) 組合が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(キ) 入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

オ その他

(ア) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(イ) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(ウ) 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(エ) 競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

## 第4 入札手続等に関する事項

### 1 入札スケジュール

事業者の選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行う予定である。

日 程 (予定)	内 容
平成25年1月31日(木)	入札公告(入札説明書等の公表)
平成25年2月7日(木)	入札説明書等の説明会の開催
平成25年2月8日(金) ～平成25年2月15日(金)	入札説明書等に対する質問(第1回)の受付
平成25年3月14日(木)	入札説明書等に対する質問(第1回)の回答の公表
平成25年3月15日(金) ～平成25年3月21日(木)	参加表明書及び資格確認書類の受付
平成25年3月22日(金) ～平成25年3月29日(金)	個別対話参加申込書、入札説明書等に対する質問(第2回)の受付
平成25年3月27日(水)	資格確認結果の通知
平成25年4月中旬	応募者との個別対話の実施(予定)
平成25年4月24日(水)	入札説明書等に対する質問(第2回)の回答の公表
平成25年5月23日(木)	提案書の受付、開札
平成25年7月中旬	提案書に関するヒアリング(予定)
平成25年7月下旬	落札者の決定及び公表
平成25年8月上旬	基本協定の締結
平成25年9月下旬	仮契約の締結
平成25年10月下旬	本契約の締結(事業契約に係る議会議決)

### 2 入札手続

入札に関する手続等は次のとおりである。

#### (1) 入札説明書等説明会の開催

入札説明書等の内容について、次により説明会を開催する。

ア 開催日時 平成25年2月7日(木) 午後2時00分から4時00分まで

イ 開催場所 盛岡地区広域消防組合盛岡中央消防署6階 会議室  
盛岡市内丸8番5号

ウ 参加者 本事業に参加を希望する事業者とし、1社2人までとする。

エ 申込方法 入札説明書等説明会参加申込書(様式1-5号)を郵送又はE-mailで申し込むこと。なお、E-mailで申し込む場合の文書形式は、Microsoft-Word2003とし、電話による着信確認を行うこと。

- オ 申込先 盛岡地区広域消防組合消防本部総務課  
盛岡中央消防署庁舎建設準備室  
〒020-0066  
盛岡市上田四丁目12番21号（盛岡中央消防署上田出張所内）  
E-mail：[pfi-junbishitsu@morioka-fire.jp](mailto:pfi-junbishitsu@morioka-fire.jp)
- カ 申込期限 平成25年2月5日（火）午後5時
- キ 留意事項 説明会当日は、入札説明書等を配布しないため、組合のホームページからこれらをダウンロードして持参すること。  
なお、会場の盛岡中央消防署には駐車できないので留意すること。

## (2) 質問の受付（第1回）

入札説明書等に対する質問を次により受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年2月8日（金）から2月15日（金）午後1時まで
- イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書提出届（様式第1-1）及び質問書（様式1-2）に記入の上、郵送又はE-mailで提出することとし、文書形式は、Microsoft-Excel2003とする。なお、郵送で提出する場合は、データを記録したCD-Rを同封することとし、E-mailで提出する場合は、電話による着信確認を行うこと。
- ウ 提出先 (1)オの申込先に同じ。
- エ 回答方法 平成25年3月14日（木）に組合のホームページにおいて公表する。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

## (3) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加資格確認申請書等の資料の様式及び記載・提出方法については、様式集を参照のこと。

### ア 入札参加資格確認申請の提出書類

入札参加者は、「第3入札参加に関する条件等」に提示した条件を満たしていることを証明するため、入札参加資格確認審査に関する提出書類（様式2-1～様式2-12）を提出し、組合から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- イ 受付期間 平成25年3月15日（金）から平成25年3月21日（木）午後5時まで
- ウ 提出先 (1)オの申込先に同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の際は、平成25年3月21日（木）午後5時までにウの提出先に、必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

二重封筒とし、入札参加資格確認審査に関する提出書類を中封筒に入れ封印の上、当該中封筒の封皮には、代表企業の名称又は商号及び本事

業名を朱書きし、外封筒の封皮には「●月●日提出、入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

#### (4) 入札参加資格確認審査の結果通知

平成25年3月27日（水）付けで、入札参加資格確認審査の結果を入札参加者に通知し、合格者に対して入札書類及び提案書類の提出を要請する。

なお、入札参加資格確認審査の結果については、審査結果等に関する理由説明の要求書（様式4-2）を提出し、説明を求めることができる。

ア 提出期間 平成25年3月28日（木）から4月2日（火）午後5時まで

イ 提出先 (1)オの申込先に同じ。

ウ 提出方法 郵送により提出することとし、提出期限までに必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

組合は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し書面により平成25年4月12日（金）までに回答する。

#### (5) 質問の受付（第2回）

第1回の質問回答に対する質問を次により受け付ける。

ア 受付期間 平成25年3月22日（金）から3月29日（金）午後1時まで

イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書提出届（様式1-3）及び質問書（様式1-4）に記入の上、郵送又はE-mailで提出することとし、文書形式は、Microsoft-Excel2003とする。なお、郵送で提出する場合は、データを記録したCD-Rを同封することとし、E-mailで提出する場合は、電話による着信確認を行うこと。

ウ 提出先 (1)オの申込先に同じ。

エ 回答方法 平成25年4月24日（水）に組合のホームページにおいて公表する。  
なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

#### (6) 入札参加者との個別対話の実施

組合は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、組合の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬（そご）が生じないようにすることを目的として、次により、対面方式による対話の場を設けるものとする。

ア 参加単位 個別対話の受付時点で予定している入札参加者単位を原則とする。

また、予定している入札参加者のすべての構成員及び協力企業が参加する必要はないが、代表企業に予定されている構成員は必ず参加すること。参加人数の制限は設けない。なお、この個別対話の参加企業は、資格確認申請時における構成員を何ら制限するものではない。

イ 実施時期 平成25年4月中旬を予定している。ウの各書面を受け付けた後、速やかに具体的な日時及び実施に当たっての留意点等を各入札参加者

の代表企業（予定）に通知する。

ウ 申込方法 個別対話参加申込書（様式 3-1）及び個別対話における議題取上書（様式 3-2）に記入の上、郵送又は E-mail で提出することとし、文書形式は、Microsoft-Excel2003 とする。なお、郵送で提出する場合は、データを記録した CD-R を同封することとし、E-mail で提出する場合は、電話による着信確認を行うこと。

エ 申込期間 平成 25 年 3 月 22 日（金）から 3 月 29 日（金）午後 1 時まで

オ 申込先 (1)オの申込先に同じ。

カ その他

(ア) 個別対話の内容については、原則として公表しない。ただし、本事業の条件等に係ると組合が判断した事項については、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、公表する場合がある。

(イ) 個別対話への参加は、義務付けたものではないため、必ず個別対話に参加する必要はない。また、参加の有無は、最優秀提案者を選定する際の審査に影響するものではない。

(ウ) 対面・口頭による意見交換を原則とするが、参加者が相互の意思疎通を円滑にするために必要があると認めた場合は、自ら意見交換の場に図面や資料等を提示することは認めるものとする。

#### (7) 提案書類の提出

入札参加資格確認審査の合格者は、入札書類及び提案書類を提出すること。入札書類及び提案書類の様式並びに記載・提出方法は様式集による。

提出は代表企業が行うものとする。

ア 提出書類

(ア) 入札書類：様式 5-1～様式 6-17

(イ) 提案書類等：様式 7-1～様式 12-2

イ 提出日時 平成 25 年 5 月 23 日（木）（午前 9 時から正午まで）

ウ 受付場所 (1)オの申込先に同じ。

エ 提出方法 持参により提出すること。

「入札書」（様式 5-1）は封筒に入れて、封印の上、提出すること。

また、入札価格の内訳に関する提出書類（様式 6-1～様式 6-17）は一括して左綴じのうえ、入札書とは別の封筒にまとめて入れて提出すること。

封筒の封皮にそれぞれ代表企業の名称又は商号及び「5月23日開札、入札書在中」、「5月23日開札、入札価格の内訳に関する提出書類」と朱書きして、イの提出日時に、ウの受付場所に提出すること。

入札書及び入札価格の内訳に関する提出書類の提出と併せて、入札説明書等に関する誓約書（様式 5-4）及び、入札及び提案書類の確認書



(様式 5-5) を提出すること。また、代理人が入札書を提出する場合には、委任状(様式 5-2 又は様式 5-3) を添付(封入しない。) すること。なお、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。

提案書類(様式 7-1 ~ 様式 9-6)、設計説明書(様式 10-1 ~ 様式 10-11)、基礎審査チェックリスト(様式 11-1 ~ 様式 11-2) 及び施設整備計画図面集(様式 12-1 ~ 様式 12-2) の正本及び副本は一括して提出すること。

## (8) 開札

ア 日時

平成 25 年 5 月 23 日(木) 午後 3 時

イ 場所

盛岡市内丸 8 番 5 号 盛岡中央消防署 6 階 会議室

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、本事業に直接関係しない組合の職員を立ち合わせて行う。

エ 開札場には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。) 以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状(様式 5-2 又は様式 5-3) を提出しなければならない。

キ 入札参加者又はその代理人は、組合が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 本事業は予定価格を事前公表しているので、入札の回数は 1 回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

コ 開札においては入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

## (9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

- ア 参加する資格のない者のした入札
- イ 記名押印を欠く入札
- ウ 金額を訂正した入札
- エ 提出書類の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない入札
- オ 応募に関し不正の行為をした者の入札
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- キ 入札金額の内訳書を提出しない者が行った入札又は入札金額と合計金額が一致しない内訳書を提出した者が行った入札
- ク その他入札説明書等において示した入札に関する条件等に違反した入札

#### (10) 入札の辞退

入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式４－１）を組合に持参により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の一般競争入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

- ア 提出期限 開札の終了まで
- イ 提出場所 盛岡地区広域消防組合消防本部総務課  
盛岡中央消防署庁舎建設準備室  
盛岡市上田四丁目１２番２１号（盛岡中央消防署上田出張所内）

#### (11) 特定事業の選定の取消し

入札参加がない場合等においては、組合は特定事業の選定を取り消す場合があり、その旨は速やかに公表する。

また、組合は、特に必要があると認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

#### (12) 提案書に関するヒアリングの実施

(8)の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であった入札参加者に対し、当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する予定である。ヒアリングは提案書に基づき実施することとし、模型等の持ち込みは禁止する。

実施時期、開催場所及び内容等の詳細は、後日連絡する。

#### (13) 審査結果の通知

審査結果は、提案書類を提出した入札参加者の代表企業に通知する。

#### (14) 審査結果の公表

審査の結果及び審査の客観的評価等については、落札者決定後、組合のホームページへの掲載及びその他適宜の方法により、速やかに公表する。なお、審査の結果については、審査結果等に関する理由説明の要求書（様式４－２）を提出し、説明を求めることができる。

## 第5 落札者の決定

### 1 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定にあたっては、入札参加資格を満たし、入札書類及び提案書類を提出し、開札において予定価格の範囲内の入札書を提出した者が選定の対象となる。

提案書類審査では、入札価格と提案書の審査を実施し、総合評価により最優秀提案者を選定する。

### 2 選定委員会の設置

審査に際しては、組合が設置する選定委員会により、提出された書類の審査を行う。選定委員会は次の6名で構成される。

なお、本事業の入札に参加しようとする者が、入札公告日から落札者決定日までの間、本事業について委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は入札参加資格を失うことがある。

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	谷 津 憲 司	東北工業大学大学院工学研究科 教授
副委員長	吉 野 博	東北大学大学院工学研究科 名誉教授
委員	岩 田 智	岩手県立大学宮古短期大学部 准教授
委員	東 藤 郁 夫	盛岡市市長公室長
委員	獅子内 建 二	盛岡市財政部長
委員	長 岡 利 明	盛岡地区広域消防組合消防長

### 3 審査の方法

選定委員会は、「事業者選定基準」に従って、審査を行う。

### 4 審査の基準

審査基準については、「事業者選定基準」を参照すること。

### 5 落札者の決定

組合は、選定委員会により審査された結果をもとに落札者を決定する。

## 第6 契約手続き等

### 1 契約の手続き

#### (1) 基本協定の締結

- ア 落札者は、落札者決定後速やかに、組合を相手方として、「基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結しなければならない。
- イ 落札者決定日の翌日から基本協定の締結までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、組合は落札者の決定を取り消す。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合で、以下の場合に限り、組合と当該落札者は基本協定を締結できるものとする。
- (ア) 当該落札者が、入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、組合が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。
- (イ) 入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務にあたる者が複数である落札者の場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての入札参加資格を満たし、かつ設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと組合が判断したとき。

#### (2) 特別目的会社（SPC）の設立

落札者は、本事業を実施するため、仮契約の締結前までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を盛岡市内に設立すること。

#### (3) 事業契約の締結

- ア SPCと組合は、落札者決定後2か月以内に提案内容及び「事業仮契約書(案)」に基づいて仮契約を締結しなければならない。仮契約において、選定事業者が遂行すべき設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額並びに支払方法等を定める。
- イ 事業契約締結にあたっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- ウ 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用及び印紙代などは、落札者の負担とする。
- エ 基本協定の締結後、事業予定者が故意に事業契約を締結しない場合には、組合は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を落札者に請求できるものとする。
- オ 事業契約締結後、契約に違反し若しくは事業予定者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、又は入札等、組合の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者については、当該事実が判明し

た時から最長2年間、組合が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

カ 選定事業者は、事業契約締結後、入札書及び入札価格の内訳に関する提出書類に準じて、速やかに内訳書を作成し、組合に提出すること。

キ 本事業の仮契約は、PFI法第9条及び盛岡地区広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第9号）第3条の規定に基づき、組合議会において可決されたときは、本契約となる。この場合において、当該可決日を本契約の締結日とする。

#### (4) 手続における交渉の有無

なし

#### (5) その他

落札者若しくは事業予定者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

## 2 選定事業者の権利義務等に関する制限

### (1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

### (2) SPCの株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立されたSPCに出資を行ったすべての者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

### (3) 債権の譲渡

選定事業者が、組合に対して有する本事業に係る債権は、組合の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

### (4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、組合に対して有する本事業に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、組合の事前の書面による承諾がなければ行うことができない。

### (5) 土地の取得等に関する事項

新庁舎の建設予定地は、盛岡市の所有地であり、組合が盛岡市から借地して、設計・建設期間中は、選定事業者に対して無償で貸し付ける。

出張所の建設予定地は、組合が取得する予定であり、設計・建設期間中は、組合が選定事業者に対して無償で貸し付ける。

## 3 組合と選定事業者の責任分担

### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より

低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業に対する責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うこととする。

## (2) 予想されるリスクと責任分担

組合と選定事業者の責任分担は、事業仮契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

リスク分担の程度や具体的内容について事業仮契約書（案）に示されていない場合は、落札者と組合の協議により定めるものとする。

## (3) 金融機関等との直接協定の締結

組合は、本事業の安定的な継続を図るため必要と認められるときは、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等との間で協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結する場合がある。

- ア 金融機関等が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態及び事業者の財務状況に関する情報を、組合に報告する義務
- イ 債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を組合が認識した場合に、組合が金融機関等に通知する義務
- ウ 事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、組合と金融機関等が対応を協議する義務

## 第7 サービスの対価の支払条件

サービス対価の支払条件は「別紙1 サービス対価の算定及び支払方法」を参照のこと。

## 第8 法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、組合はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### 3 その他の支援に関する事項

組合は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## 第9 その他

### 1 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札者の負担とする。

### 2 選定事業者が付保する保険等

選定事業者は、事業契約において付保する保険を示すこと。

### 3 関連情報を入手するための照会窓口等

入札説明書等に定めることのほか、入札等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、以下のホームページにて掲載する。

URL <http://www.morioka-fire.jp/>

※ なお、公平を期すため、事業の内容等についての回答はホームページに公表して行い、電話や窓口等での直接回答は行わない。

## 第10 附属資料

### 1 業務要求水準書

### 2 事業者選定基準

### 3 様式集

### 4 基本協定書（案）

### 5 事業仮契約書（案）